

中小企業等経営強化法に基づく

# ＜経営革新計画申請の手引き＞

## 目次

I	中小企業経営革新支援制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	申請するまで・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III	経営革新計画承認のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・	4
IV	計画の作成から承認までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
V	経営革新計画承認 手続きフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・	7
VI	経営革新計画の申請 相談先・・・・・・・・・・・・・・・・	8

鹿児島県

# I 中小企業経営革新支援制度について

## 1 目的

中小企業経営革新支援制度は、新商品の開発・生産、新サービスの提供など新たな事業活動を通じて、経営の向上を図ること（＝経営革新）に積極的に取り組む中小企業を支援することを目的にしています。

根拠法令 「中小企業等経営強化法」

## 2 概要

### (1) 経営革新

経営革新とは、

- 新商品の開発又は生産
- 新サービスの開発又は提供
- 新商品の新たな生産又は販売方式の導入
- 役務の新たな提供の方式の導入
- 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- その他の新たな事業活動

など新たな取組により経営の向上を図ることです。

### (2) 経営革新計画

経営革新計画の申請の際には、経営の向上を図るための3～8年のビジネスプラン(経営革新計画)を作成していただき、県からその計画について承認を受けると、計画達成への取組に対して、低利融資等の支援策が利用できます。

なお、経営革新計画を作成する際には

- ① 付加価値額（又は1人当たりの付加価値額）
- ② 給与支給総額

の2点について、計画年度に応じて、以下のとおり数値目標が設定されており、両方とも基準を満たす必要があります。

基 準	事業期間	事業期間	事業期間	備 考
	3年	4年	5年	
付加価値額又は一人当たりの付加価値額	9%	12%	15%	営業利益＋人件費＋減価償却費 (付加価値額)
給与支給総額	4.5%	6.0%	7.5%	役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋ 各種手当

### 3 経営革新計画の考え方

「新商品のアイデアがある」「他にはないサービスを展開したい」などの考えを基に、新たな取り組みを行い、経営基盤の強化に取り組む「経営革新計画」を作成しましょう。経営革新では、特に以下の3点に注意してください。

- ① 新規性
- ② 収益性
- ③ 実現可能性

なお、記載については、「〇〇だから新規性がある」「××を行うことにより収益が確保される」など、具体的な記載をお願いします。

また、経営革新計画が当該企業にとっての「具体的な経営戦略」となるように、経営課題及び市場に関する調査並びに分析について明確な記載をお願いします。

### 4 経営革新計画の承認に係る各種支援

経営革新計画を策定し、県の承認を受けると、その計画実行の支援策として、補助金、信用保証、融資、特許料等の利用や優遇を受けることができます。

(ただし、計画の承認は融資等の支援策の制度利用を保証するものではありません。各機関による別途審査が必要になります)。

- ① 経営革新補助金の申請
  - ② 県制度資金「新事業チャレンジ資金」
  - ③ 政府系金融機関の低利融資
  - ④ 信用保証の特例（別枠）
  - ⑤ 中小企業投資育成株式会社の特例
  - ⑥ ベンチャーファンドからの投資
  - ⑦ 販路開拓コーディネート事業
  - ⑧ 海外展開に伴う資金調達支援
- （詳細は 4,5 ページに記載）

## II 申請するまで

### 1 経営革新計画の作成

#### (1) 計画期間

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は3年間から8年間です。

承認の対象となる経営革新計画の事業期間は3年間から5年間です。

※研究開発期間最大5年間、事業期間最大5年間、あわせて計画期間最長8年間の申請が可能です。

## (2) 計画内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、次の6種類に分類されます。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方法の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥ その他の新たな事業活動

このような「新たな取組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。

ただし、業種毎に同業の中小企業（地域性の高いものについては、同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

## (3) 「新たな取組み」の具体例

- ① 新商品の開発又は生産
  - 精密加工業者が、アロマオイル抽出のための、水蒸気蒸留法による抽出装置を開発・販売。
  - 菓子製造業者が、新たに県外の観光客を対象とした商品を企画。原料にこだわり、個包装、外装パッケージ見直しなどを行い、百貨店を中心に観光土産用の新商品を開発。
- ② 新役務の開発又は提供
  - ホームページ制作を一定の構成・機能の基本プランでパッケージ化することで、制作期間を短縮した低価格商品の提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方法の導入
  - 水産会社が新たにハラール認証に対応した製品を開発し、海外販路拡大及び品質管理システムを導入。
  - 自家栽培の紅茶に地元の地域資源を添加したフレーバー紅茶をラインナップに加え、既存取引量拡大と新たな販路開拓。
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
  - スポーツトレーニングジム事業を企業、介護施設などへの訪問による運動教室の展開。
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
  - 住宅技術の新たな工法について、大学等と共同で研究開発し、その工法

を利用した住宅を建設。

(4) 承認の対象となる経営目標

経営革新計画として承認されるには、次の①、②の2つの指標について、事業計画終了時の伸び率が基準以上である必要があります。なお、計画終了時にそれぞれ正の値であることが必要です。

① 付加価値額または一人当たりの付加価値額

(いずれか一方の基準)

《付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費》

《一人当たりの付加価値額 = 付加価値額 / 従業員数》

計画期間毎の目標伸び率

3年計画	4年計画	5年計画
9%以上	12%以上	15%以上

② 給与支給総額

《給与支給総額 = 役員報酬 + 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当》

計画期間毎の目標伸び率

3年計画	4年計画	5年計画
4.5%以上	6.0%以上	7.5%以上

※ 給与支給総額には、残業手当、休日手当、家族(扶養)手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含みません。

※ 個人事業主の場合は、青色決算申告書の損益計算書を用いて計算してください。  
(給与支給総額 = 給与賃金 + 専従者給与 + 青色特別控除前の所得金額)

(5) 計画の申請者の要件

経営革新計画の申請ができるのは、県内に本店のある特定事業者で、創業後原則として1回以上決算を行っていることが条件となります。

(6) 提出書類

- ① 経営革新承認申請書一式(中小企業等経営強化法施行規則に定める様式第13及び別表1～7)
- ② 補助様式1～3
- ③ 定款の写し
- ④ 直近3期分の決算書
- ⑤ 残高試算表
- ⑥ 直近2期分の法人税確定申告書及び付属明細書
- ⑦ 県税に係る納税証明書
- ⑧ その他参考資料(営業許可書等の写し、パンフレット、図面、見積書等)
- ⑨ 海外展開事業を行う場合、海外子会社の株主一覧及び役員一覧
- ⑩ その他知事が必要と認める書類 等

### Ⅲ 経営革新計画 承認のメリット

経営革新の申請を行い、承認を受けると、以下の様々な制度等の支援策を受けることができるようになります。

#### <承認企業への各種支援策>

##### 1 補助金

###### ○ 経営革新補助金

経営革新計画の承認企業は、その承認期間中であれば、経営革新補助金に申請することができ、承認期間中に2回まで採択を受け事業を実施することができる（経営革新承認企業以外は申請不可）。

##### 2 低利融資

###### ○ 県制度融資

新事業チャレンジ資金（特例金利及び信用保証料の低利優遇）

###### ○ 政府系金融機関

新事業活動促進資金

国民生活事業（小規模事業者向け）

融資限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

金利：特利B（土地に係る資金は基準利率）

中小企業事業

融資限度額：直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）

代理貸付 1億2千万円

金利：2億7千万円まで（土地にかかる資金を除く）特利②

2億7千万円超 基準利率

##### 3 信用保証の特例

- 承認された事業実施のために必要な資金の融資にかかる信用保証について普通保証等の別枠を設定

##### 4 中小企業投資育成株式会社の特例

- 原則3億円以下である投資対象が、資本金3億円以上も対象となります。

##### 5 ベンチャーファンドからの投資

- 中小機構が出資するファンドから投資が受けられます。

##### 6 販路開拓コーディネート事業

- 首都圏、近畿圏の市場をターゲットとして、中小企業基盤整備機構のネットワークを活用し、市場へのアプローチを支援する事業が利用できます。

7 海外展開に伴う資金調達支援

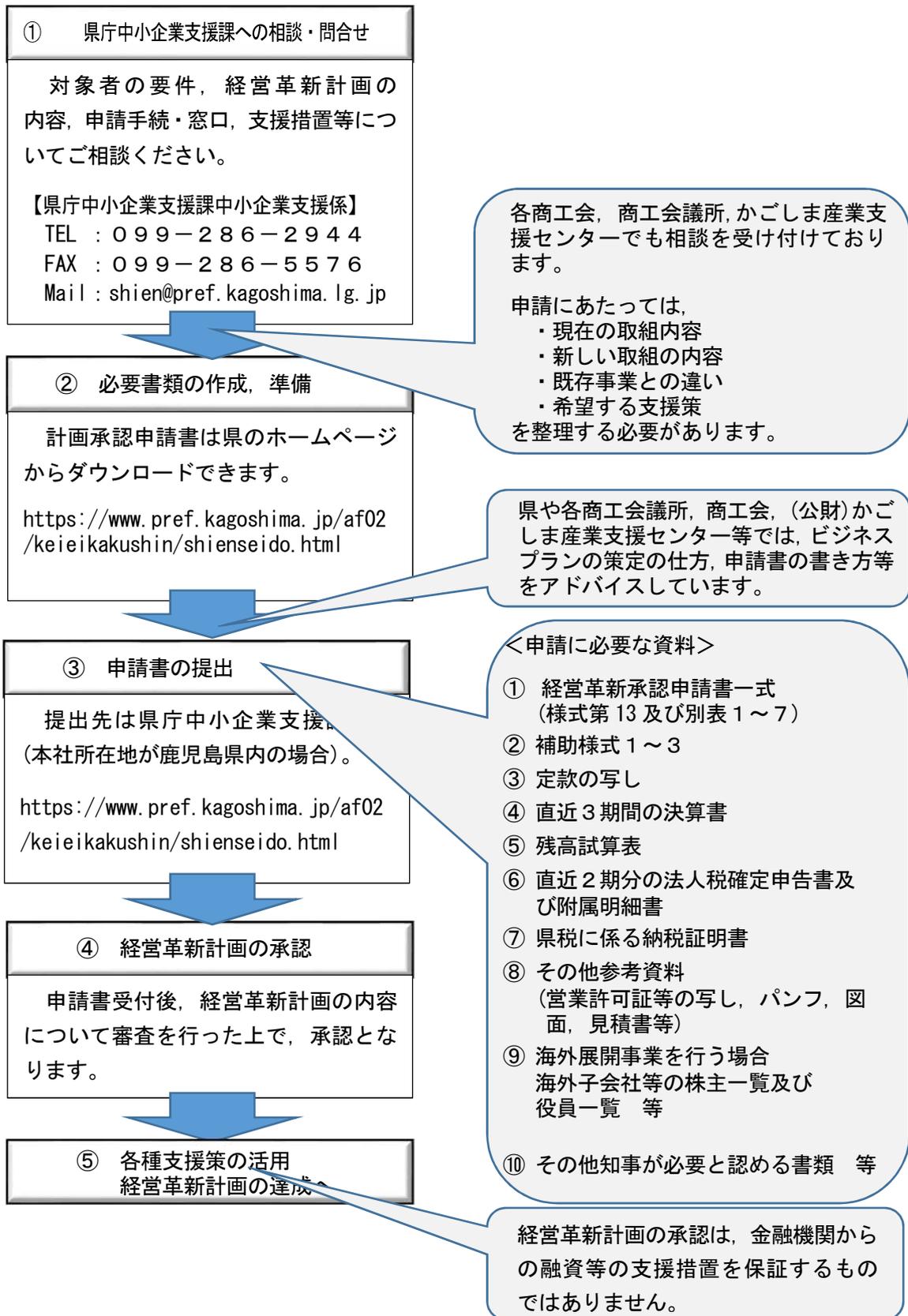
- 日本政策金融公庫が実施するスタンバイクレジット（信用状）制度を利用して、債務の保証と同様の目的で発行される信用状を基に、現地通貨の円滑な調達を支援します。

※ 経営革新計画の承認は、各種支援措置を保証するものではなく、それぞれの支援機関等における審査が別途必要となります。

#### Ⅳ 計画の作成から承認までの流れ

手順	特記事項等
① 問い合わせ・照会	<p>○経営革新の概要や制度についての問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁中小企業支援課</li> <li>・ 県内の各商工会議所，商工会，中小企業団体中央会，かごしま産業支援センター</li> </ul>
② 申請書作成	<p>○申請書書式は，鹿児島県庁のホームページからダウンロードできます（鹿児島県の様式で申請をお願いします）。</p> <p>&lt;参考&gt;  <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/af02/keieikakushin/shienseido.html">https://www.pref.kagoshima.jp/af02/keieikakushin/shienseido.html</a></p>
③ 経営革新計画策定支援	<p>経営革新計画の作成に当たっては，商工団体の経営指導員等にご相談ください。</p>
④ 申請書データの事前送付	<p>○申請の前に，申請内容を事前に経営指導員等に確認してもらってください。なお，事前確認は，中小企業支援課でも行っております。</p>
⑤ 申請書の補正	<p>○申請書の事前送付の確認後に申請内容の記入漏れや内容の修正・追記の補正を行います。</p> <p>○申請内容によっては，複数回の補正をお願いする場合があります。</p>
⑥ 申請書の受付	<p>○補正を終えて申請書が完成した場合，中小企業支援課で受付を行います。</p> <p>○申請書の提出時には，必要な資料を再度の確認をお願いします。</p>
⑦ 現地確認・ヒアリング	<p>○申請書の内容を確認した後，経営革新申請の担当者が申請内容についてより詳しく理解・把握するため，申請者の事務所等を訪問させていただき，申請内容に即してヒアリングを実施させていただきます。</p>
⑧ 審査会	<p>○ヒアリングにより，申請内容を確認した担当者が，申請内容について，審査会で説明し審査を行います。</p> <p>○審査は書類審査であり，申請者は同席の必要はありません。</p>
⑨ 審査結果	<p>○申請内容を審査した後，当該申請について承認，不承認の判断を行います。</p> <p>○保留の場合は，申請内容について修正等を行った後に再度審査会を行います。</p>

V 経営革新計画承認 手続きフロー図



## 1 商工会議所 (11 団体)

商工会議所名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鹿 児 島	892-0842	鹿児島市東千石町 1-38	099-225-9533	099-227-1977
川 内	895-0052	薩摩川内市神田町 3-25	0996-22-2267	0996-22-2269
鹿 屋	893-0015	鹿屋市新川町 600	0994-42-3135	0994-40-3015
枕 崎	898-0051	枕崎市中央町 1	0993-72-3341	0993-72-2500
阿 久 根	899-1624	阿久根市大丸町 16	0996-72-1185	0996-72-1186
奄 美 大 島	894-0034	奄美市名瀬入舟町 12-6	0997-52-6111	0997-54-0934
南 さ つ ま	897-0006	南さつま市加世田本町 23-7	0993-53-2244	0993-52-2016
出 水	899-0205	出水市本町 7-16	0996-62-1337	0996-63-0552
指 宿	891-0401	指宿市大牟礼 1-15-13	0993-22-2473	0993-24-3175
いちき串木野	896-0015	いちき串木野市旭町 178	0996-32-2049	0996-32-9891
霧 島	899-4332	霧島市国分中央 3 丁目 44-36	0995-45-0313	0995-45-5662

## 2 商工会 (38 団体)

商工会名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
か ご し ま 市	891-0141	鹿児島市谷山中央 4 丁目 4849	099-268-3576	099-268-3577
菜 の 花	891-0511	指宿市山川福元 6711-7	0993-34-1141	0993-34-1143
南 九 州 市	897-0215	南九州市川辺町平山 6978	0993-56-0247	0993-56-1987
市 来	899-2101	いちき串木野市湊町 1 丁目 254	0996-36-2145	0996-36-2189
日 置 市	899-2501	日置市伊集院町下谷口 1813-7	099-272-2222	099-272-2153
南 さ つ ま 市	899-3403	南さつま市金峰町尾下 1538-1	0993-77-0097	0993-77-0955
薩 摩 川 内 市	895-1401	薩摩川内市入来町副田 5950-27	0996-44-2045	0996-44-4474
さ つ ま 町	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1531	0996-53-1141	0996-52-2487
鶴 の 町	899-0401	出水市高尾野町大久保 23-4	0996-82-1065	0996-82-1192
長 島 町	899-1401	出水郡長島町鷹巣 1799-3	0996-86-0209	0996-86-1091
伊 佐 市	895-2512	伊佐市大口元町 20-2	0995-22-0224	0995-22-9845
始 良 市	899-5421	始良市宮島町 13-9	0995-65-2211	0995-65-9864
湧 水 町	899-6201	始良郡湧水町木場 300-1	0995-74-2200	0995-74-3824
霧 島 市	899-5106	霧島市隼人町内山田 1 丁目 6-65	0995-42-2128	0995-42-2129
曾 於 市	899-8605	曾於市末吉町二之方 1984-2	0986-76-0232	0986-76-0006
志 布 志 市	899-7103	志布志市志布志町志布志 3225-5	099-472-1108	099-472-0939
大 崎 町	899-7305	曾於郡大崎町仮宿 1032	099-476-0136	099-476-1990
垂 水 市	891-2125	垂水市旭町 32-2	0994-32-0225	0994-32-0295

商工会名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
かのや市	893-1603	鹿屋市串良町岡崎 2062	0994-63-3032	0994-31-4170
東串良町	893-1612	肝属郡東串良町池之原 995	0994-63-6554	0994-63-3470
肝付町	893-1207	肝属郡肝付町新富 117-1	0994-65-2226	0994-65-2236
錦江町	893-2302	肝属郡錦江町城元 733-2	0994-22-2521	0994-22-1417
南大隅町	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北 220	0994-24-2320	0994-24-2324
西之表市	891-3112	西之表市栄町 2	0997-23-1141	0997-24-3456
中種子町	891-3604	熊毛郡中種子町野間 5170-24	0997-27-0222	0997-27-3430
南種子町	891-3701	熊毛郡南種子町中之上 2293-5	0997-26-0140	0997-26-1805
屋久島町	891-4205	熊毛郡屋久島町宮之浦 288-1	0997-42-0159	0997-42-0605
宇検村	894-3301	大島郡宇検村湯湾 7-1	0997-67-2661	0997-67-2032
瀬戸内町	894-1503	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 6-1	0997-72-0147	0997-72-4159
龍郷町	894-0102	大島郡龍郷町瀬留 906	0997-62-2131	0997-62-2119
あまみ	894-0511	奄美市笠利町里 425-1	0997-63-0058	0997-63-0325
喜界町	891-6202	大島郡喜界町湾 384-1	0997-65-0169	0997-65-3269
徳之島町	891-7101	大島郡徳之島町亀津 986-4	0997-82-1409	0997-83-3628
天城町	891-7612	大島郡天城町平土野 35-4	0997-85-2037	0997-85-5056
伊仙町	891-8201	大島郡伊仙町伊仙 2293-4	0997-86-2390	0997-86-2735
和泊町	891-9112	大島郡和泊町和泊 1225	0997-92-0148	0997-92-3394
知名町	891-9214	大島郡知名町知名 303-1	0997-93-2105	0997-93-5195
与論町	891-9301	大島郡与論町茶花 2323-1	0997-97-2113	0997-97-4614

### 3 その他の団体

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
鹿児島県 商工会議所連合会	892-8588	鹿児島市東千石町 1-38	099-225-9500	099-227-1619
鹿児島県 商工会連合会	892-0821	鹿児島市名山町 9-1	099-226-3773	099-224-0924
鹿児島県 中小企業団体中央会	892-0821	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 5 階	099-222-9258	099-225-2904
(公財) かがしま 産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 2 階	099-219-1270	099-219-1279
鹿児島県 よろず支援拠点	892-0821	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 1 階	099-219-3740	099-223-7117